

尼崎市水道局指定給水装置工事事業者審査委員会設置要綱

(目的)

第1条 尼崎市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成24年尼崎市水道局管理規程第8号）第18条第2項の規定に基づき、尼崎市水道局指定給水装置工事事業者審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 指定給水装置工事事業者に係る指定の取消しに関する事。
- (2) 指定給水装置工事事業者に係る指定の効力の停止に関する事。
- (3) その他管理者が指示する事項に関する事。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、技術部長をもって充てる。
- 3 副委員長は、経営部長をもって充てる。
- 4 委員は、次の各号に掲げる職員をもって充てる。
 - (1) 管理課長
 - (2) 計画推進課長
 - (3) 工務課長
 - (4) 管路補修課長
 - (5) 給水装置課長
 - (6) 給水装置課員の中から給水装置課長が指名した者

(委員長の職務)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(委員会の招集)

第5条 委員会は、委員長が必要と認めたときに招集する。

- 2 委員会は、非公開とする。

(定足数等)

第6条 委員会は、委員長、副委員長を含め委員の過半数の出席をもって成立する。

- 2 委員会の議事は、出席者の過半数で決する。

(報告)

第7条 委員会は、審議の結果を書面をもって管理者に報告しなければならない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、給水装置課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定

める。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。